

# 障がい福祉サービスの利用の流れ

市役所：⑬福祉総合窓口 ⇒ ⑯・⑰障がい福祉課  
総合支所：市民福祉課  
(指定相談支援事業所を通じての申請も可)

<b>① 相談・申請</b>	市役所（各総合支所）または相談支援事業所に相談します。サービスが必要な場合は、市役所（または各総合支所）に申請書類を提出します。
----------------	--

<b>② サービス等利用計画案の作成依頼</b>	指定相談支援事業所にサービス等利用計画案の作成依頼をします。
--------------------------	--------------------------------

## サービス等利用計画とは？

利用者の方のサービス利用の意向や状況等をふまえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し作成する計画で、各市町村の指定を受けた事業所（指定相談支援事業所）の相談支援専門員が作成します。

※計画作成にあたり利用者の方が負担する費用はありません。

<b>③ 認定調査 概況調査</b>	障がいのある人本人または保護者などと面接して、心身状況や生活環境などについての調査を行います。（80項目の調査）
------------------------	--

※ 認定調査票・概況調査票… 全国統一様式

調査員は、市から委託を受けた事業所職員または市職員

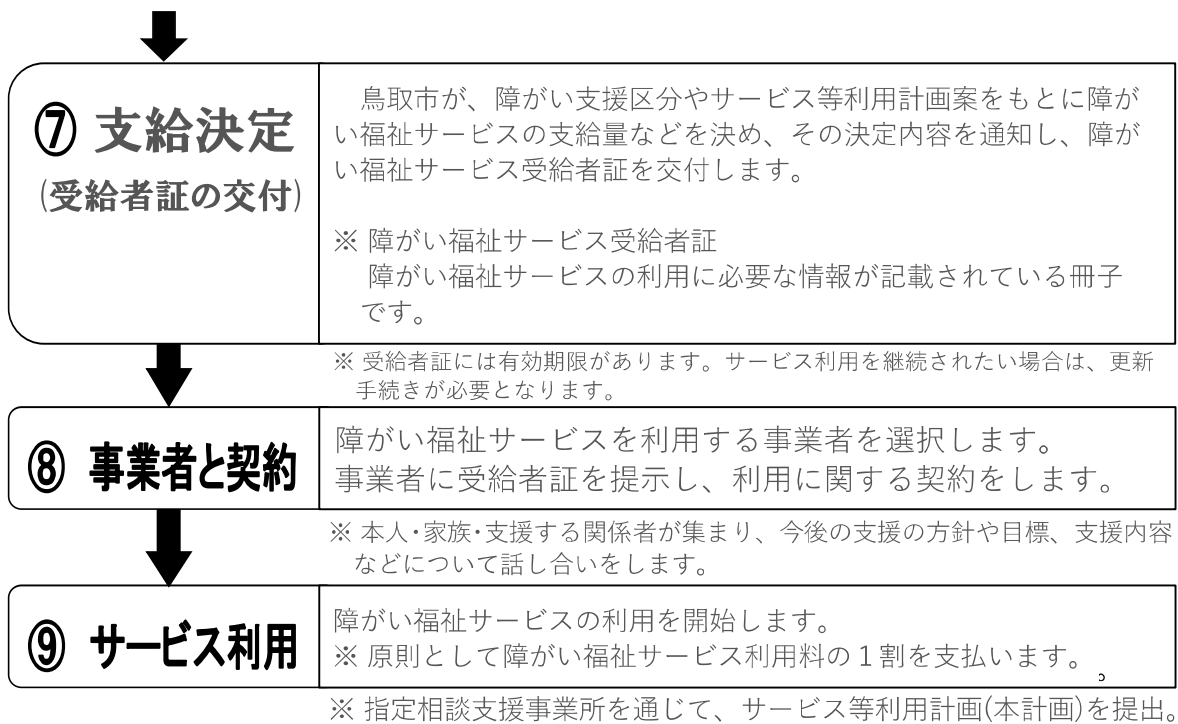
<b>④ 審査・判定</b> 障がい支援区分 認定審査会 ↓ 障がい支援 区分認定	調査の結果、どれくらい障がい福祉サービスが必要な状態であるか（障がい支援区分）が決められます。 なお、18歳以上の方は、利用を希望する障がい福祉サービスの種類によって、「調査結果」及び「医師意見書」をもとに、審査会で審査・判定が行われます。  ※ 障がい支援区分 介護給付の必要度に応じて適切なサービスが利用できるよう、障がい者等に対する介護給付の必要度を表す6段階の区分（区分1～6：区分6の方が必要度が高い）をいいます。
--	--

※ 認定審査会にかけける前に、コンピューターで支援の必要度を判定します。（一次判定）

※ 認定審査会は、鳥取県東部広域行政管理組合で実施します。（二次判定）

※ 「訓練等給付」の場合は、④障がい支援区分認定審査会はありません。（障がい支援区分が不要のため。一部例外あり。）

<b>⑥ サービス等 利用計画の提出</b>	②で指定相談支援事業所に依頼したサービス等利用計画案を、市に提出します。（指定相談支援事業所を通じての申請も可）
----------------------------	--



認定された障がい支援区分により受けられるサービスが異なります。  
上図を参照ください。(※サービスによっては障がい支援区分以外にも要件があります。)

	サービス	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
介護給付	居宅介護(☆)	○	○	○	○	○	○
	重度訪問介護(☆)				○	○	○
	行動援護(☆)			○	○	○	○
	同行援護(☆)		○	○	○	○	○
	短期入所(☆)	○	○	○	○	○	○
	療養介護						○
	生活介護			○	○	○	○
	重度障害者等 包括支援(☆)						○
	施設入所支援				○	○	○

※身体介護を伴わない場合は障がい支援区分の認定は必要としない

※筋ジストロフィー患者又は重症心身障がい者は、区分5以上

※50歳以上は区分2以上

※50歳以上は区分3以上

(☆)は児童も利用可能なサービスです。

障がい福祉サービスを利用し始めてからも、実際の生活において不便はないか、計画を入れることで良くなったことなどを、決められた期間ごとに話し合い、必要に応じて計画内容を変更します(モニタリング)。

モニタリング実施期間は、利用者の状況や利用しているサービス内容等によって、鳥取市が定める期間ごとに行われます。